

平成23年度 第2回機関保証制度検証委員会 議事要旨

1. 日 時 平成24年1月26日(木) 13:30~15:00

2. 場 所 JICA研究所 2階 大会議室

3. 議 事

(1) 機関保証制度に係る現状及び将来のリスク分析報告

(2) 自由討議

(3) 次回日程について

4. 出席者

(◎委員)

市橋委員、斉藤委員、宗野委員、三隅委員(委員長)、阿部委員、月岡委員

(オブザーバー)

井上理事長

(○独立行政法人日本学生支援機構)

石矢奨学事業本部長、吉田債権管理部長、鮫島債権管理部次長、天羽機関保証業務課長

(□公益財団法人 日本国際教育支援協会)

大森機関保証センター長

(■分析業務受託業者)

株式会社日立コンサルティング

議事に先立ち、日本国際教育支援協会が、平成24年1月4日付けで財団法人から公益財団法人に移行したことについて井上理事長より報告があった。

5. 議事概要

(1) 機関保証制度に係る現状及び将来のリスク分析報告

配付資料に基づき、分析業務受託業者から説明を行った。この中で委員から以下の質問・意見等があった。

① 適状代弁率分析について

◎ 委員：今回、機関保証制度加入者に関する実績の蓄積を踏まえ、新しい手法(「二項口

ジット法」、「ハザード関数法」)を用いて分析を行ったことは、一部の人的保証のデータの補完に依存していた昨年度の分析手法(「累積法」)に比べ、より現実を反映したものになるのではないかとと思われる。

特に、「二項ロジット法」については、「累積法」のように数値による単純な線形計算でなく、様々な個別の特性といったものが反映されているという意味で意義があると思われる。短期的には「二項ロジット法」で、長期的には「ハザード関数法」による推計という切り分けによる今回の分析方法は、妥当であると考えられる。

② 財政収支シミュレーションについて

◎ 委員：昨年度のシミュレーションと今年度のシミュレーションは、結果としてどこが違っているのか。

■ 分析業務受託業者：前年度は平成40年までの推計であったが、今年度はそれを8年延伸しこの先25年後まで推計を行っている(41ページ参照)。

また、シミュレーションのための、大きな変更要素として、昨年度までは適状代弁率を各学種とも貸与終了後経過年を10年と一律にしていたが、今年度は第一種の大学院(修士)であれば貸与終了後14年で返還、第二種の大学であれば16年で返還というようにそれぞれの現状を踏まえた返還期間を設定し、シミュレーションを行っている。

従って、貸与終了後10年間代位弁済が発生し、それ以降は発生しないという昨年度の推計に対して、今年度の推計では、10年以降も代位弁済が発生するので、当然その間のリスクを反映している。シミュレーションとしては精緻化されて、現状とも合っているが、その変更を行っても、今年度の推計では、単年度収支の黒字は継続されるし、平成48年度まで保証金残高も積み上がっているため、基本的に財政として健全性を維持できようと思う。

◎ 委員：昨年度に比べて、適状代弁率の推計とその他の前提となる幾つかのパラメータをより現実的なものにした。その結果、特に適状代弁率の適用期間の変更というのは多少マイナスの影響をもつ効果になるが、より現実に近いかたちで反映したとしても、結果的にはその財政収支は全期間にわたって健全である。

現在の様々な回収のための施策は、財政的にサステイナブルな(維持できる)ものとしてのシミュレーションの結果の解釈でよいか。

■ 分析業務受託業者：その通りである。

◎ 委員：それぞれのシミュレーションは、どの手法によるものなのか。

■ 分析業務受託業者：シミュレーションのシナリオ1～シナリオ3までが、昨年度との比較と云う意味で「累積法」に基づく適状代弁率を使用している。45ページにあるシナリ

オ4が先ほど紹介した新手法、「ハザード関数法」で求めた適状代弁率を使用している。

◎ 委員：再確認だが、「累積法」による適状代弁率というのは、基本的には、人的保証の延滞状況に基づいて、同様に機関保証加入者を見た場合にどのくらい代位弁済されるかという数字だという理解でよいか。

■ 分析業務受託業者：「累積法」に基づく手法は、貸与終了後経過4年目までは機関保証加入者に関して有意な実績があるので、そこまでは機関保証そのものの実績である。5年目以降は人的保証と機関保証での代弁適状率の4年目までの累積の差分を使用して推計している。

◎ 委員：「代弁適状率」は、本当の代位弁済実績ではなく、いわゆる代位弁済の条件に基づいて、例えば延滞13ヶ月になれば代位弁済をしたであろうと推計したということか。

■ 分析業務受託業者：そのとおりである。

◎ 委員：シミュレーションの推計において、貸与終了後経過年数別の「想定代弁適状率」をどのように適用しているのか。

◎ 委員：平成40年度を例に挙げると、平成40年度の中には貸与終了後1年目の人もいれば、10年目の人もいる。貸与終了後1年目の人には、1年目の母数に1年目の「代弁適状率」を掛けた。10年目の人には10年目の母数に貸与終了後10年目の「代弁適状率」を掛けて、それを足し込こんで、40年度の代位弁済額になっている。

◎ 委員：その年に貸与終了後経過何年目かという特性を考えて、それが反映されている。

◎ 委員：それにしても貸与終了年別の代弁適状率に差異がありすぎる気がするが。

■ 分析業務受託業者：基本的には長期になればなるほど完済する人や代位弁済となる人が多くなるので、継続して返還している人のなかで、どのくらい代位弁済になるかと考えると適切な数字である。ただし、人的保証で補完を行っている「累積法」においては、人的保証と機関保証では当然リスクが異なるので、どう考えていくのかということは課題を孕んでいる。

◎ 委員：「二項ロジット法」において、幾つか変数を入れているが、全部の変数が有意に効いているのか。効いていない変数があって、それが変な影響を与えているということはないか。

■ 分析業務受託業者：それぞれ有意には効いており、一番効いているのは延滞回数である。加えて、個人が持つ貸与総額であるとか、年収であるとか、そういったものがあれば更に精緻化できると考えている。民間のローンのような与信データが限られた中での分析ではあるが、変数の効果等については更に精緻に分析し検証を試みることであり、次回の委員会に報告をしたい。

◎ 委員：求償権回収におけるサービスの回収率（5年間で20%）を今回シミュレーショ

ン上変更しているが妥当性はどうか。

□ 協会：その 20%というのは、制度設計上置かれていた 4%×5年で償却というシナリオであって現実的でないだろうということで、今回事前に機構及び分析業務受託業者と打合せを行って、返還期間である 20年までずっと回収を続けるということに変更した。他の機関の状況等参考にしながら、今回、5年目以降のシミュレーションをしてもらい、20年間で 34%という累積の求償権回収率を適用している。

■ 分析業務受託業者：平成 22 年度債権をもとにした実績で考えて、5年間で 17%ぐらいが限界ではないかと推計した。また、協会からのヒアリングにより、代位弁済の平均債権額は 170 万円程度で、月の回収額は 3,000 円～5,000 円、サービサーの回収額が 5,000 円～10,000 円であることから、大体 7,000 円で 20年間返還すると 170 万円になるというのが現状の数字であると考えた。したがって、すでに、20年間で求償債権についても回収することが前提になっており、5年間で償却というのは実態と相違している。

6年目以降については、実績値及び計画値もないことから、機構における人的保証の回収率を参考に、20年間で 34%という数値を試算した。

(2) 自由討議（日立コンサルティングからの報告全般について）

この中で委員から以下の質問・意見等があった。

◎ 委員：資料 38 ページに「収支の健全性を保つための最大の要因は、代弁実行件数を適切にコントロールする」とあるが、この部分は特段この後の推計で何らかの考慮はされているのか。

■ 分析業務受託業者：「二項ロジット法」を活用し、その精度を高めることにより、来年度誰が代位弁済となる確率が高いと予測することができ、その候補者に対して何らかのアクションがとれれば、代弁実行件数を適切にコントロールすることが可能であると考えている。

◎ 委員：今回報告されたシナリオ 4 のシミュレーションには、そのコントロール結果が反映されているか。

◎ 委員：今回の報告では、「二項ロジット法」や「ハザード関数法」といった推計モデルを使い更に精緻化のうえ検証を重ねその手法を確立させると、個々の人の特性に応じて、この人が来年代位弁済になる可能性が何%であると推計が可能となり、これは例えば下から 1%の部類に入るので、この人たちに対して特に何か重点的なアクションをすれば、それによって、実際リスクよりもさらに代弁実行率を下げることができ、もっと収支が良くなるはずだということを提案しているのであって、この分析の中には、それはまだ反映さ

れていないものである。

■ 分析業務受託業者：そのとおりである。シナリオ4は「ハザード関数法」を用いた結果であり、現時点での機関保証のリスク量に基づくベストなシナリオに近いと考える。

◎ 委員：即ち、機関保証のみの実績に基づく「ハザード関数法」によるシナリオ4が現時点で想定可能なベストシナリオということか。

■ 分析業務受託業者：そう考えている。実績による「二項ロジット法」等により、翌年どうなるか。その人に対してどういった施策ができるのかということ積み増していけば、代弁実行率を下げコントロールすることが可能であると考えている。

◎ 委員：確認だが、さらに個人別の代弁予測に基づく具体的な施策などを加えれば、もっと改善されるというような理解でよいか。

■ 分析業務受託業者：現時点では、シナリオ4は貸与終了後経過1年目から4年目までの実績値を基にした「ハザード関数法」の推計である。この中には当然代弁率に関する予測が含まれているので、機関保証において年々代位弁済がされることにより、発生し得るのが線形に表れていると理解できる。ここまでが今盛り込まれている効果である。

資料38ページで言及しているのは、この線に対してコントロールをする。つまり、個人別のリスク量を見て、個人別に改善指導することが「二項ロジット法」では可能となるので、シナリオ4にある代位弁済額の推計がさらに下がる可能性があるということである。

◎ 委員：それをより実行に近づけるためには、今回報告された「二項ロジット法」等に入れている変数がかかなり大雑把な変数であるので、もう少し個別の特性が入るようなものにしないとイケない。例えば個人に対して、この人のリスク度がどれぐらいかという情報が少し足りないと思う。さらに、本当に効果があるのかどうかを検証するには、もう少し変数、個別の特性を入れた「ロジットモデル」で推計して、さらにそのモデルによって推定された、例えば下位の5%の人々に対して、次の年の情報を入れたときに、これらの人が現実的にバッドグループに入るかというのを推定したものと、実際の数値を突き合わせて、その適合がかかなり良いということであれば、その推計モデルはそれなりに精度が高いということになる。そして、その結果、該当の人を具体的に捕捉できるかどうかを確認した上で、その人たちにどのような具体的なアクションをすればいいのかということを考えていく必要があるといえる。

(了)